報告事項 松本都市計画の変更予定について

- ア. 区域区分の随時見直しに関する都市計画変更
- イ. 松本市立地適正化計画の見直しについて

第65回 松本市都市計画審議会資料 R6.12.20 建設部 都市計画課

(報告事項)

松本都市計画の変更予定について (区域区分の随時見直しに関する都市計画変更)

1 趣旨

臨空工業団地(和田地区)に隣接する市街化調整区域の一部を市街化区域に編入することについて、取組状況を報告するものです。

2 主な経過

- S46. 5.17 区域区分の当初都市計画決定
- R 5.11.10 第63回松本市都市計画審議会にて、臨空工業団地(和田地区) 区域区分変更の予定について報告
 - 6. 6. 1 長野県が農林水産省との都市計画変更に関する事前調整開始
 - 10.25 長野県と農林水産省との都市計画変更に関する事前調整完了
 - 12. 4 長野県が国土交通省との都市計画変更に関する事前調整開始

3 変更の概要等

(1) 区域区分の変更

資料 1

(2) 用途地域変更の概要

資料2

(3) スケジュール

資料3

4 今後の予定

R 7. 2月上旬 松本都市計画公聴会開催

7月下旬 松本市都市計画審議会(区域区分変更に係る市町村 意見聴取及び用途地域変更)

9月中旬 長野県都市計画審議会(区域区分変更)

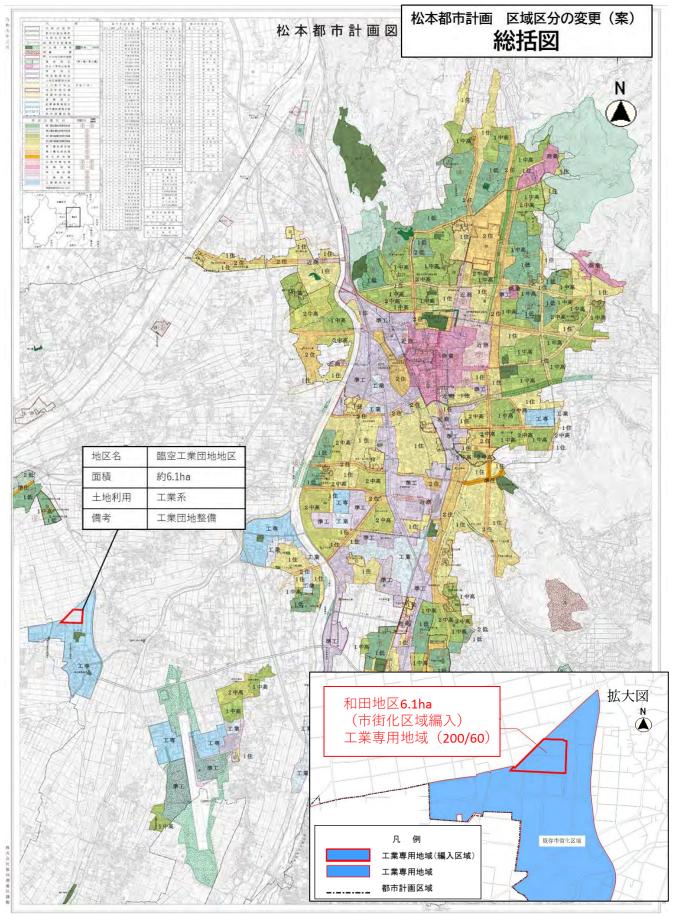
10月下旬 国土交通大臣協議

12月中旬 決定告示(区域区分変更・用途地域変更)

松本都市計画区域区分および用途地域変更について

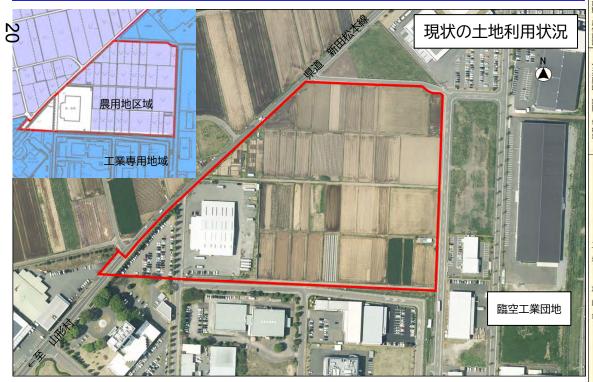
資料1

1. 区域区分および用途地域変更 変更案



2. 用途地域変更に伴う制限の変更について

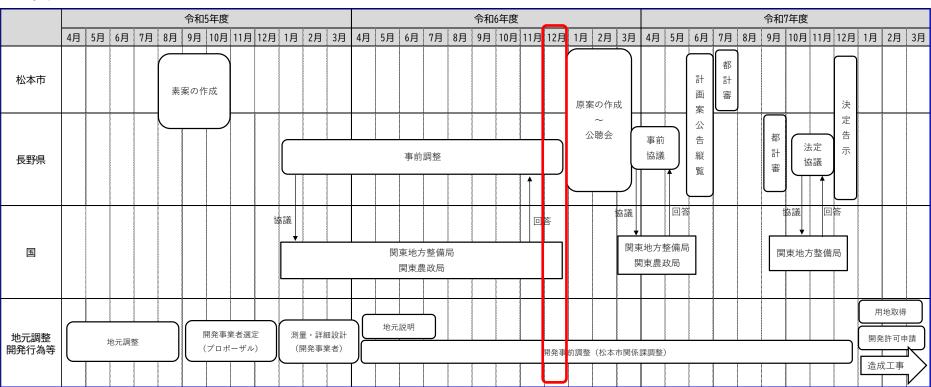
		項目	現状	変更後				
	区均	域区分	市街化調整区域	市街化区域				
	用证	金地域	なし	工業専用地域				
土	建第	 						
地 利		建物用途	開発許可により許可される用途のみ	工業専用地域において建築できる用途				
用規制		建蔽率 ・容積率	建蔽率60%・容積率200% (開発許可基準により制限あり)	建蔽率60%・容積率200%				
.,		建物高さ	10m (農業施設など施設機能上必要なものは景観評価 会の意見を踏まえ緩和が可能)	20m (工業施設など施設機能上必要なものは景観評価 会の意見を踏まえ緩和が可能)				
		形態・意匠等	景観形成基準「田園・集落系地域」を遵守 (松本市景観計画)	景観形成基準 <u>「工業系地域」</u> を遵守 (松本市景観計画)				



用途地域内の建築物の用途制限一覧表

用途地域内の建築物の用途制限				第	第一	第	第	第	準	田	近	商	準	I	I	
②建てられる用途					種中高	種中	206	-	住	園	隣	au.	I	34	業	
	建てられない		層住	種低層住居専用地域	高層	周		種住	星	住	商	業	業	100	専	備考
	E C 5/10/8/0	/IJAC	雇	居	住居	層住居専用地域		圧居		居	業	地	190	+4	用	ин 1 5
	①, ②, ③, ④, ▲		角	角	専用	専用		地	地	地	地	-	地	1	地	
	面積、階数等	の制限あり	域	域	地域	地域	2.7	域			域	域	域	垣	域	
住	色、共同住宅、寄宿舎、下宿	B .	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	-	
	月住宅で、非住宅部分の床面		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	_	非住宅部分の用途制限あり
物の	延べ面積の2分の1未満の		_											ш		
-	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの 店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			①	(2)	(3)(3)	_	_	0	_	0	0	0		4	
店	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				-	3	0	0	_		0	0	0		4	
舖	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			_		-	0	0	0		0		0		4	91年の土在、空地2世版取引業者第のサービス
		E超え、10,000m以下のもの	-	-	-	-	-	O	_	_	O	O	*	-	4	業用店舗のみ。 2階以下。
等	店舗等の床面積が10,000㎡	nを超えるもの	_	_	_	_	_	_	_	_	0	Ó	0	_	_	③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗及び、飲食店を除く。
	東政正等の庄売結が160~	シンエのもの					0	0	0		0	0	0			■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
事務所	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの 事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			=	=	_	0	0	0	Ξ	0	0	-	6	0	
	事務所等の床面積が1500㎡を超え、500㎡以下のもの事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		_	-	-	_	0	0	_	_	0	0	-	_	_	▲ 2階以下
等		で超え、3,000㎡以下のもの	-	-	-	=	0	Ö	Ö	-	O	Õ	0	ď	ŏ	
	事務所等の床面積が3,000			-	-	=	-	Ö	O		Ŏ	Ŏ		d	Ŏ	
ホラ	か、旅館		-	-	-	=	▲	0	0	-	0	0	0	-	-	▲ 3,000㎡以下
遊	ボーリング場、スケート場、	水泳場、ゴルフ練習場等	-	-	-	-	▲	0	0	-	0	0	0	C	-	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設	カラオケボックス等		_	-	-	-	-	•	A	-	0	0	-	_	▲	
設・	麻雀屋、バチンコ屋、射的	場、馬券・車券発売所等	=	-	-	-	-	•	•	-	0	0	0	4	-	▲ 10,000㎡以下
・風俗施設	劇場、映画館、演芸場、観	見覧場、ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	A	-	0	0	0	-	-	▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分 の床面積 200㎡未満
設	キャバレー、個室付浴場等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	A	-	_	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	-	0	-	_	-	-	-	0	0	-	_	
	大学、高等専門学校、専修学校等		_	-	0			0			0	0	0		_	
	図書館等		0	0	0	0	0	0	_	-	0	0	0	_	_	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 神社、寺院、教会等		0	8	0		_	0			0	0	0	-	0	
	病院		_	_	_	0	0				0	0		-	_	
	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	_	_	0	_	0		0	_	0	C		
学校等	老人ホーム、身体障害者福		Ŏ	40	0	-		0						Č	-	
等	老人福祉センター、児童厚		A	•									Ö	Č		▲ 600㎡以下
	自動車教習所		-	-	-	-	•	0	0		0	0	0	C	0	▲ 3,000㎡以下
	単独車庫(附属車庫を除く)	-	-	▲	▲	▲	•	0	=	0	0	0	C	О	▲ 300㎡以下 2階以下
В	建築物附属自動車車庫		1	1	(2)	(2)	3)	3	0	1	0	0	0	C	0	① 600㎡以下 1階以下
(①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限			<u>*</u> –	-団:	地の	敷	地内	につ	ンい	て別	JIC	制阻	表	IJ	② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫		-	T	-	-	-	-	0	-	0	0	0	C	0	Walley region 1
П					A	4		_	_	5	0					① 2階以下かつ1,500㎡以下
	自家用倉庫		_	_	-	(D)	(2)	0	0	-	0	0	0	C		② 3,000㎡以下■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎 (15㎡を超えるもの)		_	_	_	_	•	0	0	_	0	0	0	C		■ 展産物及び展集の主産員内を別蔵するものに限る ▲ 3,000㎡以下
I	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子	屋、洋服店、畳屋、建具屋、			A.			Н			-	\				原動機の制限あり
場	目転車店等で作業場の床面積が50m以下					•	0	0	0	•	0	0	0	C		▲ 2階以下
		おそれが非常に少ない工場	-	-	-	-	1	1	0		2					原動機・作業内容の制限あり。
倉	危険性や環境を悪化させる	おそれが少ない工場	_	-	-	-	-	-	-	-	2	(2)	0	C	0	作業場の床面積
1	危険性や環境を悪化させる	おそれがやや多い工場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	C	0	① 50㎡以下② 150㎡以下■農産物を生産、集荷処理、及び貯蔵するものに限る
庫」	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれ			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	C	0	- RETRICTED AND SOUTH OF
庫 等	いめる工場												F	Н	\vdash	作業場の床面積
	がある工場	自動車修理工場					6	1	(5)		(3)	(3)	0	C	O	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
			_	-	-		U	U	15		3	0				
			-	-	5		0	(I)	(2)			9		П		
		量が非常に少ない施設	-	-	1	1		0					0	C	0	原動機の制限あり
	自動車修理工場	量が非常に少ない施設量が少ない施設	1 1 1		11	①						0			00	原動機の制限あり
	自動車修理工場				111	①					0	0	0	C	000	原動機の制限あり ① 1,500㎡以下 2階以下

3. 事業スケジュールについて



都市計画審議会資料 6.12.20 建設部 都市計画課

(報告事項)

松本都市計画の変更予定について (松本市立地適正化計画の見直しについて)

1 趣旨

居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するため、平成29年3月に策定(平成31年3月に一部改定)した「立地適正化計画」を、策定からおおむね5年が経過したこと等によりに見直しを行うものです。

2 主な経過

- H29. 3 松本市立地適正化計画策定(都市機能誘導区域)
 - 31. 3 松本市立地適正化計画の一部改定(居住誘導区域等の追加)
- R 元. 松本市災害危険度判定調査の実施
 - 2. 9 都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画に定める事項として防災指針を追加
 - 3. 6 松本市ハザードマップを公表(1000年に1度起る大雨)
 - 4. 4 長野県が中小河川の浸水想定区域図を公表
 - 5 第7回区域区分の定期見直し
 - 8 松本市防災都市づくり計画の策定
 - 6. 4 松本市ハザードマップの更新(中小河川の浸水想定区域反映)

3 見直しの主な視点

- (1) 転入転出等による人口増減や商業、医療施設等の立地動向を分析し、目標の達成状況を把握するとともに必要に応じた計画の見直し
- (2) 防災指針作成と松本市立地適正化計画への位置づけ
- (3) 防災指針に基づく誘導区域の見直し及び誘導施策検討

4 今後の予定

(1) 令和6年度

都市計画基礎調査等により、計画策定後の本市の都市構造上の変化等を分析するとともに、防災指針の策定の方向性を定めます。

(2) 令和7年度

都市計画審議会への報告、意見聴取を行いながら、防災指針を定めたうえで都 市機能及び居住誘導区域の見直し、また誘導施策の検討を行います。

	令和6年度		令和7年度						
計画見直し	評価・分析 防災指針の方向性検討	†等	誘導区域検討 誘導施設・誘導策の検討 地区ごとのリスク把握と防災指針の位置づけ等						
報告·意見聴取			都市計画策定市民会議 都市計画審議会 議会 住民説明等						
調庁 整内 等			庁内関係課会議·庁議						